



# 島根県報

令和6年3月12日（火）

第 4 9 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業  
廃止の届出 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林（4件） (森林整備課) 3

都市計画事業の認可 (都市計画課) 5

**【公 告】**

公共測量の終了（2件） (技術管理課) 5

**【特定調達公告】**

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の落札者等 (管 財 課) 6

**【選管告示】**

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有  
する者の総数の50分の1及び3分の1の数 (選挙管理委員会) 6

**【公安告示】**

警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警 察 本 部) 7

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

- 1 規則の概要  
刑法の改正に伴う規定の整備（第2条関係）
- 2 施行期日  
令和6年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第1号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
出雲一畑交通株式会社	訪問介護	出雲一畑交通指定 訪問介護事業所	出雲市常松町353番地 3	令和6年3月31日
合同会社杏	訪問介護	ヘルパーあんず	浜田市長沢町3131番 地1	令和6年3月31日
合同会社R o s e	訪問介護	ローズヘルパース テーション	浜田市熱田町1023番 地7	令和6年3月31日
社会福祉法人益田市社 会福祉協議会	訪問介護	匹見指定訪問介護 事業所	益田市匹見町匹見イ 1208番地	令和6年3月31日
鹿足郡養護老人ホーム 組合	訪問介護	ぎんなん	鹿足郡吉賀町六日市 263番地	令和6年3月31日
隠岐の島町	訪問看護	隠岐の島町訪問看 護ステーション 「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町下 西78番地2	令和6年3月31日
	介護予防訪問看護			

有限会社スギタニ	通所介護	浜山デイサービス センター野いちご	出雲市大社町北荒木 1512番地5	令和6年3月31日
社会福祉法人出東福祉 会	通所介護	出東デイサービス センター	出雲市斐川町三分市 1077番地	令和6年3月31日
株式会社フルケア	福祉用具貸与	株式会社フルケア 山陰営業所	出雲市知井宮町185番 地	令和6年3月31日
	介護予防福祉用具貸与			
	福祉用具販売			
	介護予防福祉用具販売			
有限会社ダスキン石見	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレ ント島根西ステー ション	益田市市原町イ597番 2	令和6年3月31日
	介護予防福祉用具貸与			
	福祉用具販売			
	介護予防福祉用具販売			

### 島根県告示第168号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待451-19、473-1、473-4、3556、3557-1、3576-2、3576-4、3577-1

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第169号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行1023-1

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

都賀行1023-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第170号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸山達也

### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人447-1、455から457まで、456-続1、456-続2、463、464、2253-内1、2253-内5から2253-内7まで、2253-8から2253-10まで、2253-13、2255-1から2255-4まで

### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第171号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸山達也

### 1 保安林予定森林の所在場所

松江市東出雲町下意東字古屋谷2901-1、字高尾谷2902-1から2902-3まで、2902-5から2902-8まで、字御崎谷2903-1、2903-3、2903-4、2903-6、字キトクワ2910-1から2910-3まで、字雉子谷2911-1から2911-3

まで、2911-5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸山達也

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・4・28号 下沢高西線（3工区）

3 事業施行期間

令和6年3月12日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市塩冶町地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市塩冶町地内

---

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月1日に終了した旨国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ計測）

2 作業期間

令和5年10月18日から令和6年2月9日まで

3 作業地域

---

益田市飯浦町及び小浜町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月1日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和5年7月19日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域  
邑智郡邑南町全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称及び数量  
島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和6年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 三宅 英治 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額  
556,702,452円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和5年12月12日

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を

有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- |   |         |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 10,921  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 157,670 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
| 松江選挙区   | 54,602  |
| 浜田選挙区   | 14,138  |
| 出雲選挙区   | 46,884  |
| 益田選挙区   | 12,335  |
| 大田選挙区   | 9,187   |
| 安来選挙区   | 10,251  |
| 江津選挙区   | 6,202   |
| 雲南・飯石選挙区  | 11,356  |
| 仁多選挙区   | 3,300   |
| 邑智選挙区   | 4,856   |
| 鹿足選挙区   | 3,550   |
| 隠岐選挙区   | 5,348   |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 157,670 |

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第5号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和6年3月12日

島根県公安委員会委員長 金崎 智枝

- 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
  - (1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和6年5月10日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。



エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和6年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(9) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。